

藤沢市国民健康保険条例の一部改正について
藤沢市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）3月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤沢市国民健康保険条例（昭和29年藤沢市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第6項」の次に「及び第10項」を加える。

附則に次の1項を加える。

（平成24年度における保険料に係る所得割額の算定の特例）

10 平成24年度分の保険料の賦課に限り、賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において被保険者である世帯主と同一の世帯に属する被保険者が、平成23年12月31日現在において、年齢19歳未満であつて、同年の合計所得金額が380,000円以下であるもの（以下この項において「控除対象者」という。）である場合は、第12条第1項の市民税額から、同日現在において年齢16歳未満の控除対象者の数に21,300円を乗じて得た額及び同日現在において年齢16歳以上19歳未満の控除対象者の数に11,100円を乗じて得た額の合計額を控除（当該被保険者である世帯主に係る市民税額のうち所得割額に相当する金額を限度とする。）した金額をその市民税額とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、国民健康保険法施行令の一部が改正され、扶養控除の一部廃止による保険料への影響を抑制するため、平成24年度における保険料に係る所得割額の算定の特例の新設が行われることに伴い、本市の国民健康保険においても同様の措置を講ずるため、所要の改正をする必要による。